

ドイツ文法概念について

小林 繁 吉*

Grammatische Begriffe im Deutschen

Shigekichi KOBAYASHI*

Abstract

In diesem Aufsatz handelt es sich um sieben grammatische Begriffe der deutschen Sprache für Anfängerkurse, an denen hauptsächlich Studentinnen und Studenten der japanischen Universität teilnehmen, um die deutsche Sprache zu lernen. Diese Begriffe:

1. Rektion der Präpositionen
2. Perfekt und Präteritum
3. Unpersönliche Verben
4. Wortstellung der Personalpronomen
5. <man> und <es>
6. Hinweisbedeutung des bestimmten Artikels
7. Artikelbestimmung

Die neuen Bestimmungen der schon erwähnten grammatischen Begriffe könnten für die Grundstufe des grammatischen Sprachkurses im Deutschen nützlich sein.

Key words: Präposition, Perfekt, Artikel, Pronomen, Bestimmung

序

この論文では、初学者にとってわかりにくいと言われるドイツ語基礎文法、いわゆる初級ドイツ文法の文法概念を、はじめての学習者にも理解しやすくするための新しい考え方を取り入れて見直し、未習外国語としてのドイツ語の学習者に対して、少しでも学習しやすい簡便なドイツ文法を提示することを目指して文法概念の新しい考察を試みたものである。

これまで、名詞の格変化、動詞の現在人称変化、形容詞の格変化については、文法概念の見直し作業を行い、その考察結果を発表し¹⁾、実際の授業にも応用してきているが、今回は、以下に挙げる七つの文法概念について論述していきたい。

1. 前置詞の格支配

初級基礎文法における前置詞という文法項目の初学者にとっての難題は、いわゆる前置詞の格支配である。大抵の文法教科書および参考書の中での記述は、概ね以下のようにになっている。

前置詞の格支配

- (1) 2 格支配の前置詞
- (2) 3 格支配の前置詞
- (3) 4 格支配の前置詞
- (4) 3 格または 4 格支配の前置詞

上述のような文法概念の記載では、英語のみの外国語学習者にはなかなか理解しにくいのではなかろうか。英語の場合は、人称代名詞など一部をのぞいて、前置詞に後続する名詞類(名詞・代名詞)は変化しないからである。そこで、ドイツ語の格概念(1 格・2 格・3 格・4 格)の

平成 16 年 12 月 17 日受理

* 総合教育センター・教授

学習を終えた学習者に対しては、以下のように前置詞の新たな分類を行い、文法項目概念の新たな定義を試みてみたい。

前置詞の格支配

- (1) 単格支配の前置詞
 - ① 2格支配の前置詞
 - ② 3格支配の前置詞
 - ③ 4格支配の前置詞
- (2) 両格支配の前置詞
 - (3格または4格支配の前置詞)

新分類法を提示することによって、(1) 単格支配の前置詞は、前置詞の意味、内容規定にかかわらず、①②③の三種類の前置詞が後続する特定の格の名詞(2格, 3格, 4格)とのみ結びつくことが明らかになり、(2) 両格支配の前置詞との混同が起こる可能性は大分少なくなると思える。

ここで言う〈両格支配の前置詞〉には、二つの格にわたって名詞と結びつく前置詞、二つの種類の格と結びつく可能性のある前置詞ということが明示されているからである。〈両格支配の前置詞〉は一種類だけでイコール〈3格または4格支配の前置詞〉ということの学習が次に必要になってくるが、同時に両格イコール二つの格とは、何格と何格なのかという疑問が当然生じてくるので、次の段階の文法学習に入ることになる。この際に、通常の文法書の取扱いは異なって以下のような解説を試みる。多用されている以下の例文を用いて説明してみる。

- (A) Ich lege das Buch auf den Tisch.
- (B) Das Buch liegt auf dem Tisch.

(A) の文が九つの両格支配の前置詞のうちの一つ auf の4格支配の例であり、(B) の文が3格支配の例である。(A) 文は「私はその本を机の上に置く。」であり、(B) 文は「その本は机の上にある。」である。ここで、この九つの両格

支配の前置詞の格支配については原則つぎのような定義をする。それは前置詞の原義が〈ものとの位置関係を表す〉²⁾ ことに由来するのであるが、「ベクトルができるときは4格、ベクトルができないときは3格となる。」である。上述の(A)文であれば、机の上でないところ(点と考えてよい)を起点にして、本を置いた机の上の場所(点と考えてよい)を終点とするとベクトルができるから4格であり、(B)文では、机の上に本が(元のまま)あるので、ベクトルができないか、またはゼロベクトルと考えるので3格となるというものである。ただし、数学上のベクトルと異なるところは、机の上から机の上に本を移動しても、もっとわかりやすくするために、机の端からもう一方の机の端に本を動かしても、机の上から机の上ではない別の場所(別の点)に移動したわけではないので、ベクトルができないという考え方をしなければならぬという条件がつくのであるが、ここでいうベクトルの定義にしたがえば、ベクトルができれば4格、できなければ3格となることは明白である。以下の例文で再確認してみる。

- (C) Ich hänge ein Bild an die Wand.
- (D) Das Bild hängt an der Wand.

(C) 文は「私は絵を壁に掛ける。」(D) 文は「絵が壁に掛かっている。」である。前置詞 an が使われており、新定義にしたがえば、(C) 文は「壁に接触していない部分、壁ではないところ(点とみなせる)を起点にして、壁に接触した部分(点とみなせる)を終点」としていて、ベクトルができるので4格、(D) 文は「絵が最初から壁に接触して掛かっていた」のでベクトルができず3格ということになる。

このように、前置詞の格支配という文法項目は、単格支配、両格支配、そしてベクトルの有無という新しい文法概念を創出することによって、初学者にドイツ文法項目概念への新しい見方を示すことになる。

2. 現在完了と過去

ドイツ語の時を表す文法形式：時称は、英語と比較すると単純で、現在・過去・未来の三つの時称と、現在完了・過去完了・未来完了の三つの時称の計六時称である。初学者にとっての難点は、この六時称のうちの、過去と現在完了の関係である。この文法項目概念について、通常の文法書には、ほとんどのケース「過去の事柄を述べるには、過去、現在完了の双方が用いられ、日常語では現在完了が多く使われ、物語・小説では過去が用いられる。」³⁾と書かれている。無論、基本的にはこの記述で初級基礎文法の理解は充分と思われるが、敢えてここで、別な観点から、文法の原点に立ち返ってこの問題を考察してみたい。ここで持ち出す文法概念そのものは論者の創出するものではないが、新たな視点から光を当てて、問題の本質的な面を探ってみたい。それは通常の文法書では過去完了と未来完了を解説する際に記述されることの多い〈相対時称〉⁴⁾の考え方を敷衍したものである。過去完了は「過去の一定の時間より前の時」を表すのに用いられ、未来完了は「未来の一定の時より前の時間」を表す時称であり、例えば、過去が二日前ならば、過去完了は三日前、過去が十年前ならば、過去完了は二十年前とか、未来が三週間後ならば、未来完了は二週間後、未来が二百年後ならば、未来完了は百年後とか、とにかく、過去・未来の一定の時より前を表す〈相対時称〉なのである。この〈相対時称〉の対概念が〈絶対時称〉であり、残りの四つの時称のうち、現在、過去、未来は〈現在〉を起点とする〈絶対時称〉であり、現在という時間座標が基本座標として常に定まっているので、未来も、過去もある意味で自動的に決まってしまう。勿論、現在とは何かという一大難問を哲学的に、純理論的に厳密に定義しろと言われたら、とてもそれは無理な話であり、ここでの現在は、ごく常識的な現在、日常的に言う「今」「現今」という普通の意味での現在である。それでも、現在

は通常の人間の意識でごく自然に定まり、現在が自動的に定まれば、未来も過去も同様にある意味絶対的に定まり、その意味で〈絶対時称〉である。残る唯一の時称、現在完了は、それでは、〈絶対時称〉なのであろうか、〈相対時称〉なのであろうか。ここで問題となっている過去と現在完了の解釈の曖昧さの理由は、現在完了時称の原理的取り扱い方の不確定さに基づいている。飽くまで、文法的解釈の仕方を徹底させれば、過去時称を〈絶対時称〉とするならば、現在完了時称は〈相対時称〉なのである。確かに、過去時称も現在時称より前の時であり、現在完了で表す時称も現在時称より前の時を表している。その意味では、現在に対して、〈過去時称〉も〈現在完了時称〉も現在より前の時という意識では対等なものとなり、実際の言語使用（発話）の場面では混乱が起こることもあるし、両者は混在していると言える。しかしながら、原理論としては、過去時称は、現在時称より前の時を表す時称として自動的に決まる〈絶対時称〉なのに対して、〈現在完了時称〉は現在時称より前の時を表す〈相対時称〉として過去の事柄を表すのである。もっとわかりやすく言えば、過去時称は、極端化された文法の原理論にしたがえば、現在とは切り離されて、現在とは直接の関係、連関を持たずに、自動的に現在の前の時である過去を表す〈絶対時称〉としての過去時称なのであり、対する現在完了時称は、この先鋭な文法理論に基づけば、現在とは切り離されずに現在と直接の関係、連関を持った現在時称より前の時を表す〈相対時称〉としての現在完了時称なのである。この観点を取ると、過去時称が、物語や小説に用いられ、現在完了時称が日常語（日常会話）でよく用いられている理由がかなり明白になる。話者の意識の上で、過去（時称）は、現在（時称）との関係を断ち切られているのであり、現在完了（時称）は、現在（時称）との関係を保持しているのである。

以上、〈絶対時称〉と〈相対時称〉の対比を持ち出すことにより、過去時称と現在完了時称と

いう文法概念の再吟味を行うことができ、その検討結果を初学者に示すことが可能になった。

3. 非人称動詞

非人称動詞

(E) Es regnet.

(F) Es schneit.

の文に対して、非人称の es を用いた文

(G) Es ist kalt.

(H) Es ist mir kalt.

(I) Mir ist kalt.

を考察していく。

(E) (F) (G) の文の非人称の es は省略不可であるが、(H) の文は (I) の文に書き換えることができ、(H) の文の非人称の es は (I) の文では省略されている。通常の文法書では、この点に関して、格段特別な説明を加えているわけではなく、漠然と、(E) (F) (G) の三つの文は天候などを表し、(H) (I) 二つの文は、生理的・心理的感覚を表すというように記述している。この文法上の問題に関しても、新しい視点から文法概念の見直しをし、新しい文法用語を初学者の理解が容易になるように提示してみたい。

(E) Es regnet. (F) Es schneit. が自然現象なのは誰が見ても明らかなのであるが、(G) Es ist kalt. が自然現象かどうかは厳密には確定できない。しかしながら、仮に、ドイツなり、日本という特定の地域で一般的に人々が Es ist kalt. という言表を述べれば、それは客観的事実として一般化するのであって、大部分の人にとって Es ist kalt. なのであり、自然現象なのである。それに対して、(H) Es ist mir kalt. (I) Mir ist kalt. は一般的に人々に認められている「寒い」という事実、いわゆる自然現象ではなく、特定の個人である私の身に起こった、私の心の内に起こった事実であり、決して一般的な自然現象ではない。この特定の個人に起こる自然現象を〈内的自然現象〉と名付け、一般的に（人々に認められた）自然現象

を誰の眼にも明らかにわかるものとしての〈外的自然現象〉とすると、ここで扱っている文法問題の本質が明らかになる。(E) (F) (G) の三つの文は、〈外的自然現象〉を扱っているので非人称の es は省略できないのであり、(H) と (I) の二つの文は〈内的自然現象〉を表しているので、(H) の文から (I) の文のように非人称の es の省略が可能なのである。「私は寒い」という文の意味は、まぎれもなく〈内的自然現象〉である。私という人物が、私という自身にことばでもって「私の身体よ寒くなれ」と命じて私の身体が寒くなり、私自身が寒く感じるということは——催眠術にかかっている場合は別にして——通常ありえないのである。

(J) Es graut mir.

(K) Mir graut.

も同じ理由で、〈内的自然現象〉を表しているので非人称の es が省略可能になる。「私は怖い」「私が怖くなる」という現象は、意志的、意識的にできるものではなく、やはり〈内的自然現象〉なのである。

このように、通常の文法書記述の〈自然現象〉を〈外的自然現象〉に、〈生理的・心理的感覚〉を〈内的自然現象〉という文法用語に置き換えてみると、文法概念の隠された意味が明らかになり、非人称動詞の深層の意味の一端が明らかになる。

4. 人称代名詞の配語

人称代名詞3格・4格の配語の問題も初学者を悩ませる問題の一つである。通常の文法書では、〈比重の法則〉とか〈浮力の法則〉とかという用語を用いて、「軽い単語を前に、重い単語を後に」とか「重要な単語を後に」とか記述していることもあり、名詞と代名詞のからんだこの問題は語順（配語）の問題として多少複雑な様相を呈する。

名詞と名詞の場合は、
〔ケース1〕 名詞の3格 + 名詞の4格

の語順になり、名詞と代名詞の場合は

[ケース 2] 代名詞の 3 格 + 名詞の 4 格

[ケース 3] 代名詞の 4 格 + 名詞の 3 格

の語順になり、代名詞と代名詞の場合は

[ケース 4] 代名詞の 4 格 + 代名詞の 3 格

の語順になる。

[ケース 1] の 名詞の 3 格 + 名詞の 4 格 は、通常「～に」「～を」という形を取るし、名詞の 3 格から名詞の 4 格へとつづくためにそれ程の問題は起こらない。[ケース 2] 代名詞の 3 格 + 名詞の 4 格 も「～に」「～を」という自然な意識の流れであり、既述した「軽い単語を前に、重い単語を後に」(原則 1)「短い単語を前に、長い単語を後ろに」⁵⁾(原則 2) という文法規則に則れば自然に理解できる。[ケース 3] 代名詞の 4 格 + 名詞の 3 格 は、「～を」「～に」というように [ケース 1] および [ケース 2] とは明らかに異なる意識の流れとなるが、原則 1 や原則 2「短い単語を前に、長い単語を後に」に基づいていると考えれば理解可能である。しかし、[ケース 4] 代名詞の 4 格 + 代名詞の 3 格 は、「～を」「～に」という意味の流れである上に、原則 1、原則 2 が必ずしも通用しているようには見えない。

それではどのようにケース 4 の場合を考えれば初学者にとっても理解しやすくなるのか。それは原則 1 と原則 2 を通用させる方策を考えることにつながっていく。

人称代名詞の 3 格と 4 格を順に挙げると以下のようになる。

3 格		4 格
mir	<	mich
dir	<	dich
ihm	=	ihn
ihr	=	sie
ihm	>	es
uns	=	uns
euch	=	euch
ihnen	>	sie
Ihnen	>	Sie

原則 2「短い単語を前に、長い単語を後ろに」という文法規則を適用すれば、ihm=ihn, ihr=sie, uns=uns, euch=euch の四つのケースはイコールで結ばれ、mir<mich, dir<dich の二つのケースが 4 格が長い単語になり、ihm>es, ihnen>sie, Ihnen>Sie の三つのケースが 3 格の方が長い単語となる。つまり、上述の 4 格の人称代名詞の文字数の総計 (29 文字) と 3 格の人称代名詞の文字数の総計 (32 文字) を比べてみると、3 格の人称代名詞の総計の方が 3 文字だけ大きくなっている。

そして、3 格の人称代名詞の側に最も重く長い Ihnen があり、4 格の人称代名詞側に最も軽く短い es があるというのも原則 1、原則 2 の適用規則の理由の一つになる。

このように考えることによって [ケース 4] 代名詞の 4 格 + 代名詞の 3 格 の配語 (語順) になる理由付けが——百パーセント納得できる形でないにしろ——なされたということになり、〈比重の法則〉〈浮力の法則〉を裏付ける「軽い単語を前に、重い単語を後に」という原則 1 が再確認されたと言える。

5. 〈man〉と〈es〉

不定代名詞 man は通常の文法書では「一般的に人を表す。」とか「漠然と人を表す。」と記述されている。

Hier darf man nicht rauchen.

「ここでたばこを吸ってはいけない。」とか

Hier darf man nicht parken.

「ここは駐車禁止です。」とか、日本語訳では、主語 man を訳さないことが多い。この不定代名詞 man の取り扱いと、es の用法が初学者にはわかりづらい文法項目になっているようである。

不定代名詞 man の文法的本質を極論して記号化すれば、man=人: x なのである。すなわち不定代名詞 man の表す文法概念は、人であれば誰でも表す変数 x であり、その指示対象が状況や文脈によって様々に変わることを示してい

る。あるシチュエーション下では、man は私や君や彼、彼女を表し、別の条件下では、我々や集団の構成員のすべて、町の人々すべてを表し、別のあるシチュエーションにおいては、日本人すべてや、男性すべて、女性すべて、人類全体を表すこともある。勿論、漠然としていて、人々を表しているが、はっきり誰とは言えない場合も含まれているし、明確に特定の誰かを指し示している場合もある。man = (イコール) 人 (ヒト) : x (エックス) は、日本語では主語が明示されていない場合に相当しているので、通常 man を含むドイツ語文の man を日本語文では訳さないのである。

また、es は上述の man と同様に文法的に極論化し、記号化して示すと、
es = 人・もの・ことすべて : X
 と表示することができる。

es は人を含むものごとすべてを表すことのできる変数 X (ラージエックス) であり、単数のものも、複数のものも、特定ののものも、不特定ののものも、人もものもことすべてを表すことができるということになる。明確にそれと指し示すことができるものから、はっきりと指示することが不可能なものまで、すべての現象を表示する大きな変数 X (ラージエックス) というわけである。

付記すれば、非人称動詞の箇所に取り上げた非人称の es は、現代文法の基本的考え方においては、文法的存在として必要不可欠なものではあるが、意味論的、内容的には、指示するものの全くない、ゼロ事象、すなわち無を指示対象にしているということになるのかもしれない。

不定代名詞 man と es に関しては以上のようなアプローチが理解のための出発点になると思われる。

6. 定冠詞の指示性

初級基礎文法において、文法概念の見直しが必要なものに定冠詞の指示性の問題がある。

(L) Gestern habe ich das Buch gekauft.
 昨日私はその本を買った。

(L) のドイツ語文の das Buch を日本語に訳すとその本となるのだが、この指示性は dieser などの指示代名詞の指示性とは明らかに異なり、強い指示性を持つものではなく、弱い指示性を持つものである。dieser などの指示代名詞のこのやそのは文字通り他の多くのものの中から特定のこれやそれやあれを指し示しているものであり、比喩的に言えば、他のものの中でこのものにスポットライトを当てて強調する作用を示しているものなのである。それに対して、定冠詞の指示性は弱いものであり、決して他を圧してスポットライトを浴びせるようなそれではなく、他のものと同列に置かれ、ある種の安定した位置を表示していることばなのである。もう少し極端化して言うと、指示代名詞はその「文法性(文法を示す性質)とともに積極的・能動的・明示的指示性」を発揮しているものであり、定冠詞はその「文法性とともに消極的・受動的・暗示的指示性」を発信しているものである。つまり、指示代名詞の指示性は明示的強調の指示性であり、人々に強くアピールするものであるのに対して、定冠詞の指示性は暗示的非強調の指示性であり、通常はそれ程人々の意識にのぼってこない互いにわかりきっていてそれなりに意識におさまっているものなのである。定冠詞の指示性は、通常は問われる必要のない了解済の事柄なのであり、本当に特別な場合のみ、それ? その本ってどの本? と問いかけられて、はじめてその本を弱々しく指し示し、相手もうなずくような指示性なのである。

このような指示性を持つ定冠詞が前置詞と融合し、am, ins, zur などの融合形⁶⁾(または縮合形⁷⁾)となるときは、この融合形となった定冠詞の指示性はもはやほとんどなくなり、理論的には指示性がゼロで文法性のみ残っていると云っても過言ではない。つまり、我々日本人が考えるほどには、定冠詞の指示性は強いもので

はなく、少なくとも日本語の^その^の (本) よりは弱いものなのである。

7. 冠詞の規定

日本人の初学者が苦手としている文法項目概念の一つに冠詞があり、これは日本語にもととないものなので扱いたい難問の一つと言える。関口存男は「冠詞論」の中で定冠詞は基本的に〈具体化規定〉であり、不定冠詞は〈特殊化規定〉であると論述している⁸⁾。論者の意見を入れて簡略化して解説すると、具体化規定である定冠詞は「どのという特定の具体物を表し、一つのまとまりであり、一つの具体的対象であり、この世界に時間・空間の座標軸を設定したときに唯一つの存在物として物体として具現化してある、具体化した具象物あるいは概念」と言うことができ、特殊化規定である不定冠詞は「どんなという無限の形容を発する点のようなもので、ある種の形状であり、断片的印象のようなものであり、特殊化された例示物であり、特殊形態」と言うことができる。

この定冠詞の〈具体化規定〉と不定冠詞の〈特殊化規定〉という文法概念を初学者の冠詞の用法理解のために役立てるとするならば、以下のように説明をしていく方向性があるかもしれない。定冠詞の〈具体化規定〉とは、「発話者と受信者双方が暗黙のうちに了解して脳裏に具体的表象物として置いた一つの統合体(まとまり)なのであり、意識の上での合意と確認がなされている具体的なもの」であり、不定冠詞の〈特殊化規定〉とは「発話者と受信者双方がまだ完全には了解・確認していない、突然出現した多くのものうちの一つであり、意識の上での合意形成が不完全な特殊形容物」である。

比喩的に言えば、特殊化規定を無限に続けていっても決して具体化規定に至ることはなく、また、具体化規定は確かに有限物なのであるが、(内に) 特殊化規定を内包しているという意味で、有限の中に無限を宿している。特殊化規定

の無限は、具体化規定の有限とどのように関わっているのかというと、実際には、有限個の(少数のと言い換えてもよい)特殊化規定によって具体化規定を決定し、また、反対に具体化規定から、有限個ではあるが多数の(理論的には無限の)特殊化規定を導き出すことができる。このように、〈具体化規定〉と〈特殊化規定〉は相互に結びついており、〈特殊化規定〉が〈具体化規定〉に突如飛躍したり、〈具体化規定〉がいくつかの〈特殊化規定〉に分化するという相互交通が起こりうる。

初級基礎文法において、不定冠詞は初出の語に冠し、定冠詞は既出の語に冠するというのは、〈特殊化規定〉が様々な形容を伴った問い〈どんな〉を含んだものであり、〈具体化規定〉は〈どの〉という問いに対する命名によって、一つのまとまりとなった(概念性も包含する)具体物だからである。定冠詞の〈具体化規定〉と不定冠詞の〈特殊化規定〉は、〈どの〉と〈どんな〉という基本的問いかけの答えを探る場合の道標になる基本的文法概念であり、わかりやすく例示すれば、

Dort steht ein roter Wagen.

Der Wagen gehört mir.

である。

最後にもう一度言うが、〈具体化規定〉とは一つの具体的なまとまりであり、そしてそれは、特定の共通了解のうちに成り立った概念規定とも言えるものであり、一つのかたまりとして取り出すことのできるものなのであり、〈特殊化規定〉はまとまりとしての一つの具体的対象物にはなりえていない、特殊な状況規定のなされた多くの性質のうちの一つを表す概念規定であり、ある種の性質を表すものと言える。

ま と め

以上論述してきたことを総括すると以下のようになる。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1. 前置詞の格支配 | 2) Duden (1984) S. 359 |
| (1) 単格支配の前置詞 | 3) 中島 (2003) S. 27 |
| (2) 両格支配の前置詞 | 4) 桜井 (1995) S. 263 |
| | 5) 中島 (2003) S. 148 |
| | 6) Ebd. S. 67 |
| 2. 現在完了と過去 | 7) 桜井 (1995) S. 226 |
| (1) 過去 : 絶対時称 | 8) 関口 (1991) 冠詞第1巻 S. 13ff. |
| (2) 現在完了 : 相対時称 | 関口 (1991) 冠詞第2巻 S. 1ff. |
| | 関口 (1991) 冠詞第3巻 S. 635 |

3. 非人称動詞
- (1) 外的自然現象
- (2) 内的自然現象

4. 人称代名詞の配語
- (1) 「短い単語を前に、長い単語を後に」
- (2) 代名詞 4 格 + 代名詞 3 格

5. <man> と <es>
- (1) man = 人 : x
- (2) es = 人・もの・ことすべて : X

6. 定冠詞の指示性
- (1) 指示代名詞 : 強い指示性
- (2) 定冠詞 : 弱い指示性
- (3) 前置詞と融合した定冠詞 : 文法性

7. 冠詞の規定
- (1) 定冠詞 : 具体化規定
- (2) 不定冠詞 : 特殊化規定
- (3) 具体化規定と特殊化規定

以上、文法項目概念の見直しを通して得られた検討結果を積極的に活用することによって、初級基礎文法の授業が次第に活性化してきたことは確かであり、今後もこのような文法概念の検討、考察をつづけていくことは必要なことであり、また有意義なことであると考えている。

注

- 1) 拙論参照。

参考文献

- Duden: Grammatik der deutschen Gegenwartsprache. Mannheim 1984.
- Engel, Ulrich: Deutsche Grammatik. Heidelberg 1996.
- Helbig, G./Buscha, J.: Deutsche Grammatik. Ein Handbuch für den Ausländerunterricht. Leipzig 1975.
- Liebsch, H./Döring, H.: Deutsche Sprache. Handbuch für den Sprachgebrauch. Leipzig 1976.
- Schulz, D./Griesbach, H.: Grammatik der deutschen Sprache. München 1972.
- Schwarz, H.-Gerhard: Deutsche Grammatik. Köln 1985.
- E. ヘンツェル・H. ヴァイト著/西本美彦・高田博行・川崎靖訳: ハンドブック・現代ドイツ文法の解説 (同学社) 1995.
- ウィルヘルム K. ユーデ著/稲木勝彦訳: ユーデ・基本ドイツ文法 (三修社) 1966.
- 小林繁吉: 新しい「名詞の格変化」表 (言語人文学会誌) 1998.
- 小林繁吉: ドイツ語の文法について ―新しい形容詞の格変化表と動詞の現在人称変化表― (八戸工業大学紀要第21巻) 2002
- 相良守峯: ドイツ語学概論 (研究社) 1950.
- 相良守峯: ドイツ文法 (岩波書店) 1971.
- 桜井和市: 改訂ドイツ広文典 (第三書房) 1995.
- 佐藤通次: ドイツ広文典 (白水社) 1970.
- 関口存男: 冠詞第1巻・定冠詞篇 (三修社) 1991.
- 関口存男: 冠詞第2巻・不定冠詞篇 (三修社) 1991.
- 関口存男: 冠詞第3巻・無冠詞篇 (三修社) 1991.
- 関口存男: 関口・初等ドイツ語講座〈上巻〉 (三修社) 1976.
- 関口存男: 関口・初等ドイツ語講座〈中巻〉 (三修社) 1982.
- 関口存男: 関口・初等ドイツ語講座〈下巻〉 (三修社) 1982.
- 関口存男: 関口・新ドイツ語大講座 (三修社) 1974.
- 武田昌一・吉田次郎: 現代ドイツ文法 (白水社) 1969.

ドイツ文法概念について (小林)

田中康一：新講ドイツ文典（南江堂）1956.

常木 実：わかりやすいドイツ語入門（朝日出版社）
1977.

中島悠爾・平尾浩三・朝倉 巧：改訂版必携ドイツ文
法総まとめ（白水社）2003.

橋本文夫：詳解ドイツ文法（三修社）1971.

三好助三郎：三好新独英比較文法（郁文堂）1977.

山川丈平：やさしいドイツ語入門（郁文堂）1979.

義則孝夫・吉田正勝：大学最新ドイツ語教本（三修社）
1967.